



# TaxFlash

## 外国税務居住者を対象とした居住者証明書のアップデート

2018年11月21日、国税総局長規則 No.PER-25/PJ/2018(以下「PER-25」)が公布され、外国税務居住者を対象とした居住者証明書(Certificate of Domicile以下「CoD」)の規定が更新されました。PER-25は2019年1月1日より発効し、従来の国税総局長規則 No.PER-10/PJ/2017は撤廃されます。従来規則に基づくCoDは2018年12月31日までその効力が継続します。

### CoD テンプレートの変更

PER-25では、既存のDGT-1 フォームとDGT-2 フォームを単一のDGT フォームに統合する新たなCoD基準が規定されています。この新たなDGT フォームは、外国税務居住者がそのステータスに応じて記入しなければならない以下の7つのセクションから構成されます。

セクション	内容	記入者			権限を有する 当局又は権限 を付与された 税務署
		外国税務居住者の種類			
		個人	法人		
銀行/ 年金基金	その他				
パート I	外国税務居住者のデータ	√	√	√	
パート II	居住国による証明 又は関連国により 発行された CoD				√
パート III	外国税務居住者 による申告及び条 約濫用防止テスト		√		
パート IV	外国税務居住者 (個人)を対象とす	√			

Tax Indonesia / 2018  
年 11 月 / 第 13 号

外国税務居住者を  
対象とした居住者  
証明書のアップデ  
ート<sup>P1</sup>

	る条約濫用防止テスト				
パート V	外国税務居住者（非個人）を対象とする条約濫用防止テスト			√	
パート VI	獲得した所得が配当、利息又はロイヤリティーである場合の受益者テスト			√	
パート VII	外国税務居住者による申告及び居住ステータス	√		√	

DGT フォームには取引種類及び関連金額の情報は今後含まれません。DGT フォームは主に居住証明に用いられ、従って今後は単一のDGT フォームのみが要求され、そのフォームで全期間を網羅することになります。これは、今後、従来のように、新しいDGT フォームを個別の各取引ごとに記載する必要がなくなることを意味します。

DGT フォームは最大12ヶ月間有効であり、PER-25では会計年度の制限を撤廃しています。これは、DGT フォームは異なる会計年度を横断する12ヶ月間をカバーする場合があることを意味します。

PER-25では、インドネシア証券取引所で取引される株式又は債券の譲渡取引（当該取引はインドネシアの管財人が実施する）から所得を得る法人は、今後、金融機関又は年金基金と同一のグループングはされません。結果として、当該法人は租税条約の恩典を享受するために、DGT フォームのパートV及びVIを不備なく記載しなければなりません。

## DGT フォームにて規定されるコンセプトの変化

### 条約濫用防止テスト

PER-25では、パートV(DGT-1 フォームのパートVI)の内容を更新し、質問6(即ち、「事業体はその設立又は取引の実施のいずれかにおいて、同一の法的形態及び経済的実質を有するか否か」)を追加し、より一貫したものとしています。またPER-25では、質問11における「目的」(又は濫用防止)テストを更新し、取引の目的が租税条約の本来の目的と反する租税条約上の恩典の適用を直接又は間接的に意図する場合、当該租税条約の恩典は適用できないことが明確化されています。この厳密な範囲は明確化されていませんが、「税負担の軽減」又は二重非課税の結果に至る場合は、いかなる租税条約の恩典も認められない可能性があります。この変更は、税源浸食及び利益移転防止のための措置に関する租税条約実施に関する多国間協定にて規定される主要目的テストを通じた、条約濫用防止に向けたインドネシア政府によるコミットメントを反映しています。

### 受益者テスト

受益者テストの項目は引き続き、特定の例外を除き、他者による請求への支払いに対し、事業体の所得の50%を超えて支払うことはできないことが規定されています(この規定は過去にも存在しています)。PER-25ではより厳格な要件が提起されており、例外を、従業員への公正な給与の支払い、若しくはビジネスで通常行われる第三者への支払いにのみ限定しています。従って、株主への配当が事業体の所得の50%を超えて支払われる場合、今後は受益者テストの要件を満たさなくなります。

## 行政手続の変更

上記の通り、DGT フォームは網羅される関連期間全体に対して1通のみ必要です。コンプライアンス負担を軽減するために、DGT フォームの提出はDGTの電子システムにDGT フォームの情報を入力することで実施できます。

DGT フォームの提出メカニズムは以下の通りです：

1. 最初の源泉徴収者：
  - a. 外国税務居住者がDGT フォームに必要事項を記入し、最初のインドネシア源泉徴収者に提出する。
  - b. 当該源泉徴収者がDGT フォームの関連情報をDGT電子システムを通じて入力する。提出後にレシートが発行され、源泉徴収者は当該レシートを外国税務居住者に送付する。  
  
源泉徴収者はオリジナルのDGT フォームを保管し、必要があればDGTにこれを提供する。DGT フォームの内容と、DGT電子システムに提出された情報との間に差異がある場合、DGT フォームの内容を正とする。
2. DGT フォームで網羅される期間中の、1.以降の源泉徴収者：
  - a. 外国税務居住者は網羅される期間中において、1.以降の取引については、新規のDGT フォームを作成する必要はない。これは同一又は異なる源泉徴収者でも同様の取扱いとなる。外国税務居住者は、既存のDGT フォームのレシートを以降の源泉徴収者に提出するのみで良い。
  - b. 以降の源泉徴収者は当該レシートを、DGT電子システムで利用可能な情報と照合する。上記の確認過程で、仮にDGT フォームの要件が満たされていない場合は、外国税務居住者は租税条約に基づく税率の優遇を享受できない場合がある。
3. 源泉徴収者は、外国税務居住者との各取引について源泉徴収票を作成しなければならない（デジタルベース、若しくはデジタルシステムが利用できない場合は印刷した紙ベース）。DGT フォームのレシートはDGT フォームと同等の文書としてみなされ、納税期限までに第26条に基づく月次所得税申告書に添付しなければならない。

租税条約締約国の特定の政府機関に関する税金還付及びCoD要件には変更はありません。

## Your PwC Indonesia contacts:

**Abdullah Azis**  
abdullah.azis@id.pwc.com

**Adi Poernomo**  
adi.poernomo@id.pwc.com

**Adi Pratikto**  
adi.pratikto@id.pwc.com

**Alexander Lukito**  
alexander.lukito@id.pwc.com

**Ali Widodo**  
ali.widodo@id.pwc.com

**Amit Sharma**  
amit.xz.sharma@id.pwc.com

**Andrias Hendrik**  
andrias.hendrik@id.pwc.com

**Anton Manik**  
anton.a.manik@id.pwc.com

**Antonius Sanyojaya**  
antonius.sanyojaya@id.pwc.com

**Ay Tjhing Phan**  
ay.tjhing.phan@id.pwc.com

**Brian Arnold**  
brian.arnold@id.pwc.com

**Dany Karim**  
dany.karim@id.pwc.com

**Deny Unardi**  
deny.unardi@id.pwc.com

**Engeline Siagian**  
engeline.siagian@id.pwc.com

**Enna Budiman**  
enna.budiman@id.pwc.com

**Gadis Nurhidayah**  
gadis.nurhidayah@id.pwc.com

**Gerardus Mahendra**  
gerardus.mahendra@id.pwc.com

**Hanna Nggelan**  
hanna.nggelan@id.pwc.com

**Hasan Chandra**  
hasan.chandra@id.pwc.com

**Hendra Lie**  
hendra.lie@id.pwc.com

**Hisni Jesica**  
hisni.jesica@id.pwc.com

**Hyang Augustiana**  
hyang.augustiana@id.pwc.com

**Laksmi Djuwita**  
laksmi.djuwita@id.pwc.com

**Lukman Budiman**  
lukman.budiman@id.pwc.com

**Mardianto**  
mardianto.mardianto@id.pwc.com

**Margie Margaret**  
margie.margaret@id.pwc.com

**Mohamad Hendriana**  
mohamad.hendriana@id.pwc.com

**Omar Abdulkadir**  
omar.abdulkadir@id.pwc.com

**Otto Sumaryoto**  
otto.sumaryoto@id.pwc.com

**Parluhutan Simbolon**  
parluhutan.simbolon@id.pwc.com

**Peter Hohtoulas**  
peter.hohtoulas@id.pwc.com

**Raemon Utama**  
raemon.utama@id.pwc.com

**Runi Tusita**  
runi.tusita@id.pwc.com

**Ryosuke R Seto**  
ryosuke.r.seto@id.pwc.com

**Ryuji Sugawara**  
ryuji.sugawara@id.pwc.com

**Soeryo Adjie**  
soeryo.adjie@id.pwc.com

**Sujadi Lee**  
sujadi.lee@id.pwc.com

**Sutrisno Ali**  
sutrisno.ali@id.pwc.com

**Suyanti Halim**  
suyanti.halim@id.pwc.com

**Tim Watson**  
tim.robert.watson@id.pwc.com

**Tjen She Siung**  
tjen.she.siung@id.pwc.com


**Turino Suyatman**  
turino.suyatman@id.pwc.com

**Yessy Anggraini**  
yessy.anggraini@id.pwc.com

**Yuliana Kurniadjaja**  
yuliana.kurniadjaja@id.pwc.com

**Yunita Wahadaniah**  
yunita.wahadaniah@id.pwc.com

 [www.pwc.com/id](https://www.pwc.com/id)

 PwC Indonesia  
@PwC\_Indonesia

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to [contact.us@id.pwc.com](mailto:contact.us@id.pwc.com)

**DISCLAIMER:** This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2018 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesia member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.